

## ◆ 来春4月からの入会を希望する人はお申し込みください 放課後児童クラブ入会希望者募集

【問い合わせ】 こども家庭課  
☎ 22-9654 FAX 22-9646

学校終了後など、共働きなどで保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専任の指導員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。

放課後児童クラブ名	所在地	定員
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276 番地	40人
放課後児童クラブふたば	上野紺屋町 3181 番地	70人
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354 番地	40人
放課後児童クラブ 第2 フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153 番地	60人
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114 番地	40人
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11 番地	60人
放課後児童クラブ第2 風の丘	ゆめが丘六丁目 6 番地	60人
中瀬放課後児童クラブ 「ネバーランド」	西明寺105番地	30人
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266 番地	55人
大山田放課後児童クラブ 「あっとほむむ」	平田 25 番地	30人
河合小学校区放課後 児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045 番地	30人
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659 番地の5	20人
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2407 番地の10	20人
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原 4696 番地の9	20人

### 【受付期間】

11月11日(月)～29日(金) (土・日曜日、祝日を除く。)

### 【受付時間】

放課後児童クラブ (午後3時～6時)  
こども家庭課・各支所住民福祉課 (午前8時30分～午後5時15分)

### 【対象者】

小学生 ※低学年を優先します。

### 【利用料】

通常利用月額 8,000 円

※長期休業時 (春・夏・冬休み) などは別途料金が必要です。  
※申請者多数の場合は、入会できないことがありますのでご了承ください。

### 【申込先】

各放課後児童クラブ・こども家庭課・各支所住民福祉課 (電話での申し込みはできません)  
【問い合わせ】 こども家庭課  
伊賀支所住民福祉課 ☎ 45-9105 FAX 45-9120  
島ヶ原支所住民福祉課 ☎ 59-2163 FAX 59-3196  
阿山支所住民福祉課 ☎ 43-0332 FAX 43-1679  
大山田支所住民福祉課 ☎ 47-1151 FAX 46-1764  
青山支所住民福祉課 ☎ 52-3228 FAX 52-2174

## ◆ 11月は児童虐待防止推進月間です 子どもを虐待から守りましょう

【問い合わせ】 こども家庭課  
☎ 22-9654 FAX 22-9646

子どもたちを虐待から守るため、子どもたちからのサインに気づき、専門機関に相談・通報・通告をする必要があります。児童虐待とは次のような行為です。

- **身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- **性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- **ネグレクト**：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

○ **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

児童虐待は子どもの体や心を傷つけ、健やかな発達や成長を損い、子どもの心身の発達にさまざまな影響を及ぼします。通告は国民の義務です。虐待の事実確認はいりません。また、その内容や通報・通告者についての秘密は守られます。通告は支援の始まりです。  
現在子育て中で、子どもの養育について悩みがある場合も、気軽にご相談ください。

### ～ 児童虐待の相談・通報・通告先 ～

- こども家庭課 (家庭児童相談室) …… ☎ 22-9609
- 各支所住民福祉課
- 学校教育課 …… ☎ 47-1283
- 健康推進課 …… ☎ 22-9653
- 三重県伊賀児童相談所 (県伊賀庁舎内) …… ☎ 24-8060
- 伊賀警察署生活安全課 …… ☎ 21-0110
- 名張警察署生活安全課 …… ☎ 62-0110

- 伊賀少年サポートセンター …… ☎ 64-7837
- 三重県中勢児童相談所 (午後5時以降や土・日曜日、祝日の緊急時) …… ☎ 059-231-5902

### ◆ DV が関わっている場合

- 配偶者暴力相談支援センター …… ☎ 059-231-5600
- このほか、お近くの民生児童委員・子どもが通っている学校や保育所 (園)・幼稚園などにもご相談ください。

## ◆ 休日や夜間の応急処置に 応急診療所だより

【問い合わせ】 地域医療対策課  
☎ 22-9705 FAX 22-9666

休日・夜間に発病したとき、内科・小児科の応急医療が受けられる応急診療所を開設しています。

応急診療所はあくまでも応急処置を行うところです。次のことに気をつけて受診してください。

○薬の調剤は院外処方です。

処方原則は1日分です。ただし、連休・年末年始は除きます。

○点滴やレントゲン検査はできません。

日頃から、かかりつけ医を持つことを心掛け、身体に変調を感じたときは、診療時間を確認の上、早めに医療機関で受診しましょう。

### 《応急診療所受診に際してのお願い》

○健康保険証・各種医療証・受給者証・現在薬を服用している人は薬の内容がわかるものを持参してください。

○悪天候（台風、積雪など）時には、やむを得ず休診する場合がありますのでご確認ください。

### 平成24年度応急診療所年間受診者数一覧表

(単位:人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
一般受診者	306	402	243	369	338	312	262	261	497	656	451	399	4496
(内2次救急搬送者)	23	51	30	52	39	41	31	22	31	39	33	30	422
小児受診者	324	376	224	334	265	288	241	259	435	387	410	371	3914
(内2次救急搬送者)	7	15	10	7	8	12	12	12	16	6	7	9	121

### ◆ ノロウイルスを防ごう

ノロウイルスは乳幼児から高齢者までの広い年齢層で急性胃腸炎を引き起こすウイルスです。この感染症は11月から3月に多発します。

潜伏期間は24～48時間で、主な症状は吐き気、おう吐、下痢、腹痛で発熱は軽度(37～38℃)です。症状は通常1～2日ほど続いた後、治癒します。免疫力の低下した高齢者や乳幼児では長引くことがあります。激しいおう吐や下痢による脱水症状に気をつけましょう。

### 《ノロウイルス予防4カ条》

**食品対策:** 生ものを食べるのを極力さけ、85℃で1分以上加熱調理しましょう。

**手洗い:** 調理の前後、トイレやおむつ交換、ペットをさわった後などは、必ず石けんでよく洗いウイルスを流しましょう。

**衛生管理:** 調理器具の使用後はときどき次亜塩素ナトリウム(塩素系漂白剤)に浸して殺菌しましょう。

**汚物処理:** おう吐物、ふん便を処理するときは、マスク、プラスチック手袋を着用し、周囲を汚さないようにしましょう。

## ◆ 住民票などの不正使用を防止し、不正請求を抑制します 本人通知制度に登録しましょう

【問い合わせ】 住民課  
☎ 22-9645 FAX 22-9643

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人や第三者が請求し市が交付したときに、その事実を郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しなどを交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。

また、この制度は、不正請求を抑止する効果が期待できます。

### 【登録ができる人】

- 市の住民基本台帳か戸籍の附票に記載されている人
- 市の戸籍(除かれた戸籍含む)に記載されている人

### 【登録期間】

登録から3年間

### 【通知対象となる証明書の種別】

住民票の写し(除票を含む)・住民票記載事項証明書・戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍含む)・戸籍附票の写し(除附票含む)

※本人通知制度登録日の翌日以降に交付したもの

### 【登録方法】

登録を希望する人は、本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、住民課か各支所住民福祉課で、登録の手続きをしてください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

※詳しくは、住民課・各支所住民福祉課へお問い合わせください。